

衛研発第 0501003 号
平成 30 年 5 月 1 日

各関係機関の長 殿

国立医薬品食品衛生研究所長
(公 印 省 略)

衛生微生物部第二室長の公募について

謹啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、当所衛生微生物部第二室長を公募することになりました。つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮とは存じますが、貴機関関係者に周知くださるようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 職名

衛生微生物部第二室長（厚生労働技官・研究職）

2. 業務内容

当所衛生微生物部においては、医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・再生医療等製品・毒物及び劇物・食品等、食品汚染物、食中毒検体、家庭用品、室内空気及び上水に含まれる有害物質などを対象とし、衛生微生物学的試験及び検査並びにこれらに付随する有害微生物及びその産物の試験検査並びにこれらに必要な研究を行っており、今回公募する第二室では、上記関連物質のうち食品・添加物・容器包装・水等の衛生微生物学的試験及び検査並びにこれらに必要な研究を実施している。

公募対象の室長は、特に、食品中の有害微生物の試験法の開発及び調査、並びにこれらに必要な研究業務を自らあるいは室員を指導、統括して実施するとともに、関係分野における行政支援活動に従事する予定である。

3. 応募条件

- (1) 獣医学系、農学系、薬学系及び関連する生命科学分野の博士号を取得後、概ね7年以上の研究経験を有していること。
- (2) 食品衛生分野における有害微生物に関する幅広い知識と技能を有し、食中毒細菌に関連する研究業績を有すること。また、生活衛生分野に関する微生物学的知識及び理解を有すること。
- (3) 食品中の食中毒細菌に関する微生物学的試験を実施する上で必要な専門知識を有すること。特に、食中毒細菌の遺伝子検出、分子疫学的解析に関する研究経験と実績を有することが望ましい。
- (4) 第二室に関連する研究業務を主導的に推進し、かつ統括する能力を有すること。また研究所内外の研究者と協力して試験・研究を遂行できる能力と人柄を有すること。
- (5) 国立研究所における研究業務の意義と責務を理解し、食品の安全性確保を目的とした行政研究の重要性を認識し、当該業務に対する意欲を有すること。
- (6) 外国人との専門分野の打ち合わせ、討論を行うに足る英語力を有すること。

4. 提出書類

- (1) 履歴書（市販の横書き履歴書用紙又はそれに準ずる様式のものに高等学校卒業以降の経歴を記入し、写真（6か月以内に撮影）を添付すること。）
- (2) 現在までの研究概要（A4用紙で3枚程度）
- (3) 研究実績目録（主な学会発表を含む。）及び主要論文別刷（5編以内）
- (4) 将来への抱負（陳述書）（2,000字程度）
- (5) 学位記（写し）又は学位を証明するもの
- (6) 現在までの競争的研究費の取得状況
- (7) 推薦状（複数可）
- (8) 着任時期について希望がある場合は、その旨を記載した書類
※各書類が複数枚になる場合にはクリップ止めにすること（ステープラは使用しない）。
※（2）～（4）、（6）～（8）は様式自由。
※応募書類は返却しません。

5. 応募締切日

平成30年7月20日（金）13時（必着・締切厳守）

6. 選考採用試験

- (1) 書類選考 平成30年8月上旬（予定）
- (2) 面接試験 平成30年8月下旬（予定）
※面接には、15分程度のプレゼンテーションを含む。
※面接の実施場所は、国立医薬品食品衛生研究所

7. 採用予定年月日

平成30年10月1日（予定）（事情により応相談）
※着任時期について希望がある場合は、4. 提出書類（8）の書類を提出すること。

8. 処遇

- (1) 給与は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」等に基づき、学歴・経歴等を勘案して決定する。
- (2) 1週間当たりの勤務時間は38時間45分（週休2日制）である。
- (3) 年20日の年次休暇（採用の年は、採用の時期により20日より少ない日数となります。）のほか、特別休暇（夏季・結婚・忌引・ボランティア等）、病気休暇の制度が整備されている。

9. 書類提出先

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26

国立医薬品食品衛生研究所長

※応募書類の封筒には「衛生微生物部第二室長応募書類在中」と朱書の上、書留にて郵送又は総務部 総務課人事係に持参すること。

10. 本件問い合わせ先

国立医薬品食品衛生研究所 総務部総務課人事係長 大胡田純一

電話：044-270-6600 内線1103

E-mail：ogoda@nihs.go.jp